はしがき

このたび、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(以下、「ハーグ条約」という)の実務および研究に携わってこられた各分野の専門家の方々にご執筆いただき、本書を刊行する運びとなりました。

ハーグ条約については、日本の加盟の是非をめぐる議論の過程において、また、2014年に、同条約が日本について発効し、同条約の実施法が施行された後にはさらに、実務家および研究者による多数の論文の発表や裁判例の紹介がなされ、渉外離婚や家事事件・子どもをめぐる紛争に関する著書などの中でも取り上げられてきました。このような中で、本書は、ハーグ条約の日本国内における実施に関して、実務および理論の両面から総合的に取り上げた日本における初の本格的な著書です。

ハーグ条約は、国境を越えて不法に連れ去られ、または、留置された子を、原則として、子の常居所地国に迅速に返還すること、また、子と異なる国に住む親の子との面会交流を実現することを目的とする条約です。ハーグ条約の対象となるのは、専ら、両親の別居・離婚に伴う子の監護権をめぐる紛争が国境を越えて起こる場合であり、日本国内においては、子の監護に関する家事事件として扱われる性質の事件です。

しかしながら、ハーグ条約が定める、子の常居所地国への迅速な返還を原則とするルールは、日本国内における子の監護権に関する紛争の処理の仕方とは異なるうえ、不法な連れ去り・留置、常居所、重大な危険、子の異議などのハーグ条約に特有の概念や、中央当局の役割など、国内事件との異同を踏まえて、特に理解しておくべき重要な事項は少なくありません。

この点、これまでにも、ハーグ条約および関連法規の解説書(金子修編集代表『一問一答・国際的な子の連れ去りへの制度的対応——ハーグ条約及び関連法規の解説——』〔商事法務、2015年〕)が出版され、ハーグ条約の実務に関する研修なども実施されてきました。本書も、ハーグ条約の基本的な考え方、実施法および

中央当局の役割の解説、実務の実際および実務上の様々な課題を幅広く、かつ、詳しく紹介することを中心的な内容としていますが、これにとどまらない、より広い視点からの内容を盛り込んだところに特徴があります。

具体的には、ハーグ条約に関する事件を扱う場合に留意すべき点について、 弁護士の視点からみて詳細に解説しているほか、より一般的に、離婚や子の監 護権・面会交流に関する渉外事件の実務において必要となる国際私法の考え方 や、ハーグ条約の実務に関連する国際人権法の考え方を取り上げています。ま た、ハーグ条約に関する事件を扱う際には、諸外国におけるハーグ条約の実施 のあり方や、親権・監護権・面会交流についての知識や理解が、直接間接に必 要となることがあるため、本書は、日本との間でハーグ条約事案が生ずること が比較的多いと考えられる5ヶ国(アメリカ合衆国〔以下、本書では「米国」とい う〕、イギリス〔以下、本書では「英国」という〕、オーストラリア〔以下、本書では 「豪州」という〕、ドイツ、フランス)を取り上げ、解説しています。

とりわけ、ハーグ条約の国内実施法が施行されてから6年以上が経過し、ハーグ条約の下での事件数も裁判例も増え、実務の経験に基づく課題も見えてくる中で、2019年には、返還命令の執行について、実施法が改正されました。このため、ハーグ条約の実施に関するガイドである本書を出版するにあたっては、積み重なり始めた実務も踏まえ、理論的な検討、および、実施法の改正も反映したものとするために、中央当局である外務省領事局ハーグ条約室、法務省といった、条約の国内実施に関わる政府関係者はもちろん、弁護士実務家や多分野の研究者による執筆と協働が必要不可欠なものとなりました。

このような特徴を有する本書は、研究者・弁護士・法務省担当者・外務省領事局ハーグ条約室担当者という幅広い執筆者の協力により完成しました。本書の刊行にご協力くださった皆様には、この場をお借りして、心より御礼申し上げます。なお、本書の企画から刊行までに数年間を要することとなったため、この間に、外務省領事局ハーグ条約室の室長・職員が交替され、第3章の中央当局の役割は、上田肇室長(当時)、図師執二室長(当時)、松居眞司室長(当時)、および山地秀樹室長に、ご執筆いただくこととなりました。また、文献リストの作成にあたっては、京都大学大学院生(当時)の陳媛さんにお手伝い

いただきました。

本書が、多くのハーグ条約に関する事件を扱う実務家や、ハーグ条約の実務に関心を持つ研究者にとって、実務的なガイドとして、また、ハーグ条約をより深く理解し、研究するためのガイドとして、役立つものとなることを願っております(なお、本書で扱う情報に関しては、可能な限り、2020年9月1日時点で統一しました)。

2020年12月

編著者

大谷美紀子・西谷祐子